

行政だより

関係法令等に基づく非常用自家発電設備の点検

近年、災害発生時に電力供給停止に伴う社会生活に与える影響は計り知れなくなっており、人命の確保、災害の拡大防止のため非常用自家発電設備の使命はますます大きくなりつつあります。

非常用自家発電設備が、必要ときに確実に安定して負荷に電力を供給するためには、設備の保全、運転管理を定期的に行うことが不可欠です。

このため、非常用自家発電設備については、関連する法令により、設置者に対し、日常点検及び定期点検等を行うことにより、法令・基準等に適合するように維持することとされています。

また、資格を有する者に、定期的に検査を行なわせ、その結果を報告しなければならないことになっています。

1. 運転管理の必要性

日常使用されていない非常用自家発電設備でも、温度、湿度、塵埃、その他種々の原因によって徐々に劣化し、安全性や機能が低下してゆきます。そのまま放置しておくと、運転しようとするときに始動不良、故障による停電、機器の損傷、あるいは感電災害や漏電による火災などに発展することもあります。

災害等による常用電源の停電時に、非常用自家発電設備が万が一作動しないことになれば、人命の安全確保、財産の保護に重大な支障をきたすこととなります。従って、いつでも発電設備がその機能を確実に発揮できるよう、日常の保全業務が極めて重要です。

発電設備の保全業務には幅広い専門知識を持った技術者により設備を計画的に点検し、不良個所の早期発見、修理、補修を行い機能及び安全性の維持を図らなければなりません。

点検、修理、故障等の記録は設備の履歴管理ができるように整理し、将来の大規模修繕、構成機器の更新計画に役立てられるようにする必要があります。

2. 関係法令による点検基準

電気事業法では、電気工作物の設置者に対して、当該電気工作物の保安確保に必要な最低限度の事項を規定した『保安規程』を自ら作成し、経済産業大臣に届出を行うことで、設置者自らが保安規程に従って当該電気工作物の保安の確保に当たる責任と義務を課しています。

消防法では、消防用設備等の設置及び維持に関する技術上の基準を定め、防火対象物の関係者に対して、消防用設備等について、資格を有する者に定期的な点検を行わせ、その結果を報告させることを義務づけています。

建築基準法では、建築設備等を常時適正な状態で維持するよう努めることを義務づけており、建築物の設置者に対して、特定行政庁が指定した建築物の建築設備等について、資格を有する者に定期的な検査を受けて、その結果を報告させることを義務づけています。

また、非常用自家発電設備は、燃料油、潤滑油等の可燃物を取り扱うため、消防法による危険物としての規制、更には大気汚染防止法による環境基準による規制も受けることとなります。

このように防災用自家発電設備については関係法令により種々の規制を受けることとなりますが、特に保守点検については、最低限これら法令で定められている基準類により点検を行う必要があります。

3. 点検・検査を実施する者

非常用自家発電設備の保全業務に携わる者は、選任された電気主任技術者の管理監督の下、法的な資格者や大臣が指定する者となりますが、非常用自家発電設備の専門性を考えた場合、点検の実をあげるためには、これらの資格と共に自家用発電設備の専門の知識と技術を有する者が望まれます。

消防法上の火災予防条例においても、火気使用設備（発電設備）については、「必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検等を行わせること」とされています。

4. 自家用発電設備専門技術者

社団法人日本内燃力発電設備協会では、「自家用発電設備専門技術者制度」を設け、発電設備の点検、保守並びに整備を行う者に対する講習並びに資格付与による育成を図っております。

関係法令等に基づく非常用自家発電設備の点検

		電気事業法	建築基準法 (建築設備の予備電源として用いる場合)		消 防 法 (消防用設備等の非常電源として用いる場合)		
対象建物		需要設備	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物以外の建築物で特定行政庁が指定するもの	国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物	特定防火対象物で延べ面積が1,000㎡以上のもの	防火対象物で消防長又は消防署長が指定するもの	左記以外の防火対象物
対象設備		非常用予備発電装置	自家用発電装置		自家発電設備		
点 検 の 内 容		日常巡視 日常点検 定期点検 精密点検	外観検査 性能検査	損傷、腐食、その他の劣化の状況の点検	機 器 点 検 総 合 点 検		
点 検	監 督	選 任 さ れ た 電 気 主 任 技 術 者					
	点検者	設置する者	建築士又は 建築設備検査資格者		消防設備士又は 消防設備点検資格者		関係者
	頻 度	日常及び定期	特定行政庁が定める期間 (6か月～1年)	1年以内ごと	6か月(機器点検)及び1年(総合点検)		
	基 準	保安規程(自主)	検査の項目、方法並びに結果の判定基準 (国土交通省告示)		点 検 基 準 (消防庁告示) 点 検 要 領 (予防課長通知)		
	記 録	-	定期検査報告書(建築基準法施行規則) 検査結果表(国土交通省告示)		点検結果報告書並びに点検票(消防庁告示)		
	報 告	-	特定行政庁が定める期間 (6か月～1年)	-		1年に1回〔特定防火対象物〕 3年に1回〔特定防火対象物以外の防火対象物〕	
罰 則		技術基準適合命令	定期検査報告違反 (100万円以下の罰金)	-		点検結果報告違反 (30万円以下の罰金又は拘留)	